

(お客様各位)

※レンタカーをご利用いただくにあたり、必ずお読みください。

重 要 事 項 確 認 書

1：万一の事故を起こされた場合でも保険・補償でガードしています。(貸渡約款参照)

※対 人 補 償	無 制 限(自賠責保険含む)
※対 物 補 償	無 制 限(免責額 5 万円)
※車 両 補 償	車 両 時 価 額(免責額 5 万円)
※人 身 傷 害 補 償	3 0 0 0 万円(1人あたり)

2：保険・補償制度が適用されない場合

下記のような状態、または運転で発生した事故による損害は、お客様のご負担となり、
保険・補償の適用をお断りする場合があります。

※勝手に相手側と示談した場合

※運転中にシートベルトを着用していなかった場合

※事故現場により警察及び当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合。(事故証明が取得できない場合)

※お客様の所有物、使用、管理する物の損害。

※お客様の所有・使用・管理する車両等との事故によるレンタカーの車両損害が生じた場合

※全ての貸渡車両の走行時以外の作業中の事故に関しましては、保険適用できませんのでお客様の実費負担となります。

※貸渡約款に違反している場合(飲酒、薬物使用、無断延長、借受人(運転手を含む)以外の
運転、又貸し、無免許運転、無断余談、免許所得後 1 年未満(初心者)等)

※保険約款免責事項に該当する場合または支払いを除外されている場合(故意によって生じた
損害、飲酒、薬物使用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失等)

※使用、管理上の落ち度があった場合(キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車など起因した損害、
室内装備の汚損、装備品の損失、ペットなどによる臭い等の清掃代、チェーン・キャリアの
取扱い及び装備不良による損害、海岸・河川敷・サーキット・峠などの走行による損害等)

3：万一事故が発生した場合には(貸渡約款参照)

※事故発生(自損事故も含む)の場合は、必ず営業所にご連絡ください。

※帰着前に必ず事故発生場所の所轄の警察に届け出てください。

※事故証明書を提出できない場合は、保険を使用することができません。

※遠隔地での重大事故(自走不能)の(返却予定営業所への)陸送費用は、お客様のご負担になります。

4：事故が発生した場合、下記金額をご負担いただきます(N・O・C)

自走にて返却 (KD・KS・K-SUV・C・H1・バン1・T1)	……2万円
(CS・M・H2・HW1・W1・S,M-SUV・SK・SUV・V2,3・T2)	……3万円
(SX・SR・H2-SUV・HW2,3・W-SUV・W2,3,4,5・マイクロバス)	……5万円
自走返却不能 (KD・KS・K-SUV・C・H1・バン1・T1)	……5万円
(CS・M・H2・HW1・W1・S,M-SUV・SK・SUV・V2,3・T2)	……8万円
(SX・SR・H2-SUV・HW2,3・W-SUV・W2,3,4,5・マイクロバス)	……15万円

[自走返却可能でも、道路交通法上、公道走行違反の場合(フロントガラス破損等)]

※注：福祉車両・アルミ車・冷凍車のカーゴ部分の損傷も、5 万円ご負担いただきます。

5：レンタカーの貸渡契約を結びます(貸渡約款参照)

6：レンタカーの借受条件の変更は必ず連絡を入れて下さい(貸渡約款参照)

7：レンタカーの貸渡を拒絶する場合があります(貸渡約款参照)

8：レンタカーの借受期間中には守っていただく禁止事項があります(貸渡約款参照)

9：当社の承諾なく借受期間を経過した場合は違約料をいただくことがあります(貸渡約款参照)

10：レンタカーを返還されない場合は必要な措置をとることがあります(貸渡約款参照)

※レンタカーが乗り逃げされた場合の措置(横領罪での告訴等法的措置)

※信用情報の登録と利用の合意

11：レンタカーの貸渡後、車両の故障等によって使用できなかったことにより生ずる損害については、
その理由の如何にかかわらず当社では補償いたしません(貸渡約款参照)

12：ご利用料金の支払いを怠った場合には遅延損害金をいただくことになります(貸渡約款参照)

13：燃料について

満タンでお貸ししておりますので、ご確認の上満タンでご返却して下さい。
返却時に、給油レシートの提出もお願い致します。

14：運転者が複数となる場合について

運転される方の氏名・住所・免許証番号をお申し出てください。お申し出なく運転され、万一事故をおこされますと保険金が支払われないことがあり、車両修理費用などお客様のご負担となります。

15：検査証について

検査証は、フェリー乗船手続きや事故処理時などの必要とされる場合以外には、車外に持ち出さないようにしてください。万一車外に持ち出され紛失した場合には、検査証や自賠責保険証書など再発行にかかる費用を、お客様にご負担いただくことになります。

16：車内の損傷について

車内に荷物を積み込んだり、タバコの火などによりシートや内装に匂い・損傷を与えた場合には、損傷部分の修理費用の実費をお客様にご負担いただきます。また、スキー板等の車内積載などによりシートや内装に濡れや損傷がある場合にも、修理清掃費用の実費をお客様にご負担いただきます。

17：車内の汚れについて

車内にペットや肉・魚介類などの持ち込みにより、内装を汚したり臭いがシミついたりしている場合には、お客様に車内清掃費用の実費をご負担いただきます。また、ガムなどの食べ物による汚れやシミがついても、車内清掃費用もしくは生地・部品の交換費の実費をご負担いただきます。

18：出庫時、免責補償料のお支払いが無い場合、対物・車両免責金額（クラスごとの）お支払いが必要となります。

19：地震・噴火による事故の損害は、保険適用できませんのでご了承ください。

20：借受人が自社(共同作業従事者を含む)所有、使用、管理する財物を破損させた事故に関しましても保険適用できません。

21：お客様の預かり車両について

当社は、車両貸渡時お客様に駐車スペースのみの提供を無料でサービスしております。
従いまして、預かり期間中の損傷・車上荒らし・盗難等の損害に関して、一切の責任を負いかねますので、よろしくご了承ください。

22：その他

パンク修理代、付属品、添付品の損傷は保険の適用外ですのでお客様のご負担になります。

◎別途、標準レンタカー貸渡約款も併せてご確認下さい(車内に搭載しております)。